

草津市公報

発行日 令和5年8月1日
(毎月1・15日発行)

発行番号 第 14 号

発行所 草津市役所
草津市草津三丁目13番30号
電話番号(代)077-563-1234

目次

◎ 告 示

公示送達について（介護保険課） 1

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況（令和4年度）の公表について（市民課） 2

草津市住民税非課税世帯重点支援給付金支給事務実施要綱（人とくらしのサポートセンター） 6

令和5年度草津市一般会計補正予算等の要領について（総務課） 12

令和5年度草津市指定管理事業運営支援金交付要綱（総務課） 12

公示送達について（税務課） 14

公示送達について（税務課） 15

公示送達について（税務課） 16

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） 17

草津市有財産売却処分一般競争入札公告（総務課） 17

◎ 教育委員会告示

草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課） 20

草津市教育委員会の社会教育関係団体の登録に関する要綱の一部を改正する要綱（生涯学習課） 20

◎ 監査委員告示

定期監査の結果に関する報告の公表について 21

◎ 農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について 23

告 示

草津市告示第195号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部介護保険課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年7月3日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

令和4年度 第9期介護保険料督促状

令和4年度 第10期介護保険料督促状

令和5年度 介護保険料額決定通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和5年7月10日に送達があったものとみなす。

令和4年度第9期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	須藤 賢治	草津市矢橋町1524番地14

令和4年度第10期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	須藤 賢治	草津市矢橋町1524番地14

令和5年度介護保険料額決定通知書公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	木村 榮治	草津市追分五丁目3番50号
2	松井 久春	草津市新浜町681番地1
3	新庄 三次	草津市下笠町1426番地
4	吉田 喜代美	草津市下笠町102番地8
5	笹下 則雄	草津市矢橋町1956-2 笹下通信工業㈱
6	岡本 庄司	草津市南笠東二丁目6番6-402号
7	宮上 節子	草津市南笠東三丁目5番6号
8	鍛冶本 直子	草津市木川町864番地 レジデンス草津 502号
9	楠 芳樹	草津市野路東三丁目3番3-306号 レドンダカサ玉川
10	万木 昇	草津市木川町356番地15
11	奥村 恒司	草津市山寺町471番地
12	山城 エツ子	草津市西洪川一丁目18番1号
13	松本 幸二	草津市追分三丁目22番19-111号 草津ロイヤルマンション
14	山元 雅恵	草津市草津一丁目8番31号
15	和泉 一郎	草津市山寺町1166番地1-4007 ダイキン山寺社宅
16	中山 久子	草津市上笠四丁目11番13号
17	西村 勉	草津市岡本町2番地1
18	莊原 みゆき	草津市新浜町88番地1
19	富江 八重子	草津市矢橋町7番22
20	上田 和男	草津市東矢倉二丁目30番13号
21	須藤 賢治	草津市矢橋町1524番地14

(令和5年7月3日掲示済み)

草津市告示第196号

令和4年4月1日から令和5年3月31日までにあった住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第1項の規定による請求および第11条の2第1項の申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況について、当該請求にあつては同法第11条第3項の規定により、当該申出にあつては同法第11条の2第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年7月5日

草津市長 橋川 渉

(1) 国または地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

国または地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
滋賀県知事 三日月 大造	令和4年就業構造基本調査の調査対象抽出のため	令和4年8月8日	令和4年就業構造基本調査の調査対象地域に指定された地域に居住している男女（下記の通り）

下笠町、下物町、笠山1丁目、笠山2丁目、笠山3丁目、笠山5丁目、橋岡町、御倉町、桜ヶ丘1丁目、志那中町、若草3丁目、若竹町、渋川2丁目、上笠2丁目、上笠3丁目、西渋川1丁目、西渋川2丁目、西草津1丁目、西大路町、西矢倉2丁目、西矢倉3丁目、青地町、川原2丁目、草津1丁目、草津3丁目、草津町、大路1丁目、大路2丁目、大路3丁目、追分3丁目、追分8丁目、追分南3丁目、東草津3丁目、東矢倉2丁目、東矢倉3丁目、東矢倉4丁目、南笠町、南笠東1丁目、南笠東2丁目、南山田町、南草津2丁目、南草津5丁目、馬場町、平井1丁目、平井3丁目、北山田町、木川町、野村1丁目、野村4丁目、野村7丁目、野路1丁目、野路2丁目、野路6丁目、野路9丁目、野路町、野路東5丁目、矢橋町、矢倉1丁目

(2) 個人または法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

申出者の氏名（申出者が法人の場合にあつては、その名称および代表者または管理人の氏名）	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「2022年全国放送サービス接触動向調査（テレビ・ラジオなどがどのように見聞きされているかをおたずねする調査）」の実施のための対象者抽出 （NHK放送文化研究所 世論調査部）	令和4年4月18日	矢橋町に住む平成27年12月31日までに生まれた日本人男女
一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「新たな時代における子どもの学びと育ちについての全国調査」の実施のための対象者抽出 （慶應義塾大学）	令和4年5月12日	下笠町71番地から1492番地に住む平成20年4月2日から平成30年4月1日までに生まれた日本人男女

株式会社イ ンテージリ サーチ 代表取締役 社長 小田 切 俊夫	2022年 度「旅行・ 観光消費動 向調査」(一 般統計調 査)の実施 のための対 象者抽出 (国土交通 省観光庁観 光戦略課観 光統計調査 室)	令和4年 5月18日	南草津2丁目に 住む全ての男女	一般社団法 人 中央調 査社 会長 境 克彦	「生涯学習 に関する世 論調査(附 帯調査:生 物多様性)」 の実施のた めの対象者 抽出 (内閣府大 臣官房政府 広報室)	令和4年 6月14日	東矢倉3丁目10 番から25番に住 む平成16年6月 30日までに生ま れた日本人男女
株式会社 日経リサー チ 代表取締役 社長 新藤 政史	「第2回O ECD国際成 人力調査(PIAAC)」 の実施のた めの対象者 抽出 (文部科学 省国立教育 政策研究所 生涯学習政 策研究部)	令和4年 5月19日	東矢倉3丁目に 住む昭和31年12 月23日から平成 18年12月22日ま でに生まれた男 女	一般社団法 人新情報セ ンター 事務局長 山本 恭久	「家計消費 状況調査」 の実施のた めの対象者 抽出 (総務省統 計局)	令和4年 6月15日	渋川2丁目、野 路9丁目、野路 東6丁目に住む 平成18年4月1 日までに生まれ た日本人男女
株式会社 日本リサー チセンター 代表取締役 社長 杉原 領治	「生活意識 に関するア ンケート調 査」(第91 回)の実施 のための対 象者抽出 (日本銀行 情報サー ビス局)	令和4年 5月24日	青地町に住む平 成14年7月31日 までに生まれた 男女	一般社団法 人新情報セ ンター 事務局長 山本 恭久	読書につい てのアンケ ートのアンケ ート(第77回 全国農村読 書調査)の 実施のため の対象者抽 出 (一般社団 法人 家の 光協会)	令和4年 6月29日	北山田町 738番 地から3268番地 に住む昭和17年 8月1日から平 成18年7月31日 までに生まれた 日本人男女
				一般社団法 人 中央調 査社 会長 境 克彦	「人権擁護 に関する世 論調査(附 帯調査:た ばこ対策)」 の実施のた めの対象者 抽出 (内閣府大 臣官房政府 広報室)	令和4年 7月8日	渋川1丁目5番 から11番に住む 平成16年7月31 日までに生まれ た日本人男女

一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「自衛隊・防衛問題に関する世論調査（附帯調査：アイヌに対する理解度）」の実施のための対象者抽出 （内閣府大臣官房政府広報室）	令和4年 10月25日	木川町850番地から859番地に住む平成16年10月31日までに生まれた日本人男女	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「生活と社会・情報についての意識」調査実施のための対象者抽出 （放送法第20条に定められた調査研究・世論調査のため） （NHK放送文化研究所 世論調査部）	令和4年 12月16日	北大萱町、穴村町、片岡町に住む昭和28年1月1日から平成18年12月31日までに生まれた男女
一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「テレビ視聴に関する調査」の実施のための対象者抽出 （株式会社野村総合研究所）	令和4年 11月22日	矢橋町24番地から76番地に住む平成18年12月31日までに生まれた日本人男女	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	日本家計パネル調査 「就業と生活について」の実施のための対象者抽出 （慶應義塾大学 パネルデータ設計・解析センター）	令和5年 1月17日	上笠、野村に住む平成15年1月31日までに生まれた日本人男女
一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「情報と社会についての調査（JGSS-2023D）」の実施のための対象者抽出 （大阪商業大学）	令和4年 11月22日	北山田町924番地から末番地に住む昭和8年1月1日から平成14年12月31日までに生まれた日本人男女	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「2023年度 人生100年時代における生活設計に関する調査」実施のための対象者抽出 （公益財団法人 生命保険文化センター）	令和5年 2月3日	若草1丁目から8丁目に住む昭和38年3月31日までに生まれた日本人男女
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治	「生活意識に関するアンケート調査」（第93回）の実施のための対象者抽出 （日本銀行情報サービス局）	令和4年 11月25日	大路2丁目に住む平成15年1月31日までに生まれた日本人男女				

(令和5年7月5日揭示済み)

草津市告示第197号

草津市住民税非課税世帯重点支援給付金支給事務実施要綱を次のとおり制定する。

令和5年7月6日

草津市長 橋川 渉

草津市住民税非課税世帯重点支援給付金支給事務実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価・賃金・生活総合対策として、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対して、臨時的な措置として実施する、令和5年度の草津市住民税非課税世帯重点支援給付金事業に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 住民税非課税世帯重点支援給付金（以下「重点支援給付金」という。）は、前条の目的を達するために、草津市によって贈与される給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 重点支援給付金の支給対象者は、令和5年6月1日（以下「基準日」という。）において、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳に記録されている者であって、令和5年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯（同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和5年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者または市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯）の世帯主とする。

2 前項の規定にかかわらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯および租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯は、支給要件を満たさないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、令和5年1月2日以降に日本国外から転入した者で、基準日において草津市の住民基本台帳に記録されている者を含む世帯は、支給要件を満たさないものとする。

(支給額)

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する重点支援給付金の金額は、1世帯あたり30千円とする。

(受給権者)

第5条 重点支援給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以

降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者または市長が特に認める者）

(支給の方式)

第6条 重点支援給付金の支給を受けようとする者は、別記様式第1号の「住民税非課税世帯重点支援給付金支給要件確認書」（以下「確認書」という。）の提出、別記様式第2号の「住民税非課税世帯重点支援給付金申請書（請求書）」（以下「申請書」という。）による申請により行う。

2 確認書の提出は郵送により行い、申請書による申請に基づく支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号または第2号による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により草津市に提出し、草津市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を草津市の窓口へ提出し、草津市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、または草津市の窓口において草津市に提出し、草津市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 申請者は、重点支援給付金の申請にあたり、公的身分証明書の写し等を提出または提示すること等により、申請者本人による申請であることを証する。

(代理による申請)

第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による確認書の提出または支給の申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

(1) 基準日時点における受給権者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人および代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）

(3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人が重点支援給付金の確認書を提出するときは、確認書の委任欄への記載を、支給の申請をするときは、当該代理人は申請書の委任欄への記載をする。この場合において、草津市は、公的身分証明書の写し等の提

出または提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

- 3 草津市は、代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、また、同項第2号および第3号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(申請期限)

第8条 重点支援給付金の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

- 2 市町村民税非課税世帯への支給のうち、確認書および申請書の申請期限は、市長が別に定める日とする。

(支給の決定)

第9条 市長は、第6条の規定により確認書または申請書（以下「確認書等」という。）を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し重点支援給付金を支給する。

(重点支援給付金の支給等に関する周知等)

第10条 市長は給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第8条第2項の確認書等の申請期限までに第6条の規定による確認書の提出または申請が行われなかった場合、支給対象者が重点支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 市長が第9条の規定による確認書等を受理した後、または、支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、草津市が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により重点支援給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った重点支援給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡または担保の禁止)

第13条 重点支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年7月6日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第12条に規定する不当利得の返還については、なお従前の例による。

別記

様式1号(第6条第1項関係)

年 月 日

様

滋賀県草津市長

住民税非課税世帯重点支援給付金支給要件確認書

住民税非課税世帯重点支援給付金支給要件確認書について、令和5年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、
までに、この確認書を返送してください。

支給方法
支給日
支給口座
支給額 30,000 円

■世帯主の方が記入してください。

確認欄(以下の項目を確認し、確認後にチェック欄(□)にレを入れてください)

<input type="checkbox"/> ① 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。
<input type="checkbox"/> ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

※①及び②の両方にチェックがある場合に限り、支給対象に該当し、給付金が受け取れます。

(いずれか一つでもチェックがない場合、支給対象に該当せず、給付金を受け取れません。)

※租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。

※確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。

住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。

また、意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※上記の回答期限までに返信がない場合及び返送した確認書に不備があり市区町村が定める期限までに必要な修正が行われない場合、
市は本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、右欄にチェックしてください。【私の世帯は給付金を受給しません □】

上記記入内容に相違ありません。

世帯主氏名	確認日	令和 年 月 日	連絡先電話番号
-------	-----	----------	---------

記載された口座を既に解約しているなどの理由で上記口座とは異なる口座への振込みを希望する場合や、上記口座欄が空欄の場合には、以下の欄に記入してください。

上記口座に代えて(又は上記の口座欄が空欄の場合)、下記の口座への振込みを希望します。
(通帳等の写しの添付が必要。長期閉入出金のない口座は記入しないでください。)

【受取口座記入欄】※下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (お間違いなく記入ください)	(フリガナ) 口座名義 ※通帳の裏面に合わせてください。
銀行 協同 金融 協同 信託 協同 協同	本・支店 本・支所 出張所	1. 普通 2. 当座		
ゆうちょ銀行	支店番号 (お間違いなく記入ください)	※	通帳番号 (お間違いなく記入ください)	

※金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、草津市人とくらしのサポートセンター(077-561-0199)までお問い合わせください。代理人が確認する場合は、代理確認(受給)に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	代理人氏名	代理人生年月日	代理人住所
		明治・大正・昭和・平成 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の者を代理人と認め、緊急支援給付金の	確認・請求 受給 確認・請求及び受給	を委任します。 一法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。	署名

★振込口座の変更や本人口座以外の口座への振込を希望される場合または代理人が受給(確認)する場合に裏面をご確認ください。

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し
(表面の上段に記載の口座以外の口座への振込を希望される場合や、表面の上段の口座番号欄が空欄の場合は、表面の下段に記入した振込みを希望する口座の確認書類を添付してください。)

本人(代理人)確認書類

※運転免許証(表裏)、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、介護保険証、パスポート等の写し

○表面の上段に記載の口座以外の口座への振込を希望される場合や、表面の上段の口座番号欄が空欄の場合、代理人が受給(確認)する場合には添付してください。

○代理人が世帯主本人と同一の世帯員でない場合は、世帯主本人との関係が分かる資料も添付してください。

様式2号(第6条第1項関係)

市区町村
受付印

支給市区町村(令和5年6月1日時点の市区町村)

長様

住民税非課税世帯重点支援給付金申請書(請求書)

(申請を必要とする世帯の場合)

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 姓 名	性別	生年月日	申請者の現住所(住民票所在地)
	男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和5年6月1日時点の世帯の全ての構成員について記載

○令和5年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が主催する住民税非課税証明書を送付してください。
(該当する方全員) ※住民税非課税証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。

№	(フリガナ) 氏 名	申請者との 続柄	生年月日	現住所と世帯主 の月・日時点の 住所が異なる	異なるとは 令和5年1月1日時点の住所を記載	令和5年度 住民税均等割額状況
1				<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
2				<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
3				<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
4				<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
5				<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
6				<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
7				<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
8				<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
9				<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
10				<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告

3. 振込口座(原則、1.の申請・請求者の口座とします。)*長期隔入出金のない口座を記入しないでください。

*下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (お墨付でお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
田行 支店 全 部 振 込 信 託 部	本・支店 本・支所 出張所	1. 普通 2. 当 座		※「1.申請・請求者」名義に属する。 振込先の確認にお互いに合わせてください。
金融機関番号	店番号			
ゆうちょ銀行	通帳記号 (お墨付でお書きください。)	通帳番号 (お墨付でお書きください。)		
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金 通帳の裏面を左上またはキャッシュカード に記載された記号・番号をお書きください。	1 0			

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、草津市人とくらしのサポートセンター(077-561-0189)にお問い合わせください。

(裏面も必ずご確認ください)

代理人が申請(請求)・受給をする場合

代理人	フリガナ 代理人氏名	世帯主との関係	代理人生年月日	代理人住所
			明治・大正・昭和・平成 年 月 日	〒 - 電話 () -
上記の者を代理人と認め、 重点支援給付金の〔申請(請求)・受給〕を委任します。 <small>※法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。</small>			世帯主氏名	署名(または記名押印) 

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、にチェック(✓)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- 住民税非課税世帯重点支援給付金(住民税非課税世帯分)(以下「給付金(住民税非課税世帯分)」という。)の支給要件(※)に該当します。
- ※ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。
- ① ア 世帯の全員が、令和4年度住民税非課税である。
イ 世帯の全員が、令和4年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
 - ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
 - ③ 既に住民税非課税世帯重点支援給付金の支給を受けた世帯または当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではありません。
 - ④ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給要件の該当性等を審査するため、本市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
 - ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
 - ⑥ この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金(住民税非課税世帯分)の請求書として取り扱います。
 - ⑦ 支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、本市が定める期間までに、本市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(住民税非課税世帯分)が支給されないことに同意します。
 - ⑧ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(住民税非課税世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(住民税非課税世帯分)を返還します。

提出書類 (下記書類を封筒に同封して送付してください。)

- 住民税非課税世帯重点支援給付金(住民税非課税世帯分)申請書(請求書)
(申請を必要とする世帯の場合)(本書)
※必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※世帯主本人の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご同封ください。
※代理人が申請(請求)受給する場合は、世帯主本人のものに加え、代理人の本人確認書類の写し(コピー)もご同封ください。
※代理人が世帯主本人と同一の世帯員でない場合は、世帯主本人との関係が分かる資料もご同封ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人が確認できる部分の写し(コピー)をご同封ください。
- (「現住所と令和4年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分)
令和4年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和4年度住民税非課税証明書』の写し(コピー)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 世帯主氏名

(令和5年7月6日揭示済み)